

休 会 規 定

東京都医療ソーシャルワーカー協会の活動は会員の納入する会費を原資にしていることから、定款第7条において会員は会費の納入をしなければならないと定めている。

ただし、休会届を提出し理事会で承認を得ることにより休会できることとし、相当期間における会費納入を免除する規定を定める。

記

1. 休会期間中は、会員としての資格及び権利を停止する。
2. 休会届は年度末（毎年3月末）までに提出し、翌年度会費を免除とする。
3. 産前産後休暇、体調不良による病気休業、育児・介護休暇及び休業等による休会を希望する際は、当該年度までの会費を納入し、休会届に理由を明記し提出したうえで、理事会での承認を得ることとする。
4. 休会期間は年度単位とし、毎年4月～翌年3月とする。また、年度途中で休会届を提出された場合は、翌4月を起算とし、既納の会費は返還しないこととする。
5. 休会期間は年度単位とし、最大2年間分の会費の免除を限度とする。
6. 復会する際は年度末までに復会届を提出し、翌年度からは会費を納入しなければならない。規定日までに復会届を提出されない場合は退会とする。
7. 休会期間中は、協会が必要とする郵送物等以外の送付は行わない。ただし、休会前に該当する会員種別の半額を負担することにより、会員向け郵送物の送付を希望することができる。
8. 休会中は、会員対象の研修及び講座等に参加することはできない。また、非会員が参加可能な研修及び講座等に参加する場合は、非会員参加費を支払わなければならない。
9. 休会期間中に復会する際は、復会届の提出日をもってできることとする。その際は会員種別に応じた当該年度の会費の免除を取り消し、復会届の提出月末日までに会費の納入をしなければならない。

2020年3月21日 理事会承認

2020年4月1日 施行

2021年3月20日改定